

令和6年度富山県会計年度任用職員
(高志の国文学館館長秘書兼資料整理等業務) 募集案内

令和6年10月8日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
館長秘書兼 資料整理等業務	1名	①来客対応 ②電話取次ぎ ③館長のスケジュール管理 ④館長室等の環境整備、施錠 ⑤文学館業務（資料整理等）の事務補助 ⑥そのほか所属長が定める業務	高志の国文学館

2 任用期間

令和6年11月1日～令和7年3月31日

3 受験資格

(1) 次に該当する方が応募できます。

ア 基本的なパソコン操作（メールソフトを含む。）及びワード、エクセルによる文書作成、表計算等ができる者であること。

＜必要なスキル＞

メールソフト：電子ファイルの添付、BCCでの一斉送信ができる。

ワード：文書作成、書式の設定と編集ができる。

エクセル：データ入力や集計、編集、表作成ができる。

イ 一般的な秘書や資料整理業務を行うのに必要な知識及び技能を有する者であること。

（秘書検定、学芸員、図書館司書の資格を有していればなお望ましい。）

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

1次選考	試験日	試験会場	内容
書類選考	10月21日（月）必着		応募資格の確認及び仕事への取り組み意欲について

2次選考	試験日	試験会場	内容
面接試験	10月下旬 ※詳細は書類選考通過者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

- ・ 1次選考 令和6年10月下旬に電話及び書面で通知します。
- ・ 2次選考 令和6年10月下旬に電話及び書面で通知します。

5 勤務条件（予定）

(1) 勤務時間等

- ・ 勤務日 週4日勤務（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）
例）月曜、水曜、金曜、日曜など

- ・ 週休日 火曜日及び所属長の定める日
 - ・ 勤務時間 午前9時から午後4時45分まで（1日6時間45分勤務）
 - ・ 休憩時間 正午から午後1時まで
- (2) 報酬 日額 7,523～8,001 円
- (3) 諸手当 期末手当、勤勉手当
- (4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。
- (5) 社会保険等 地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 対象
- (6) 休暇
- ・ 年次有給休暇 なし（採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合10日付与）
 - ・ 特別休暇等 忌引等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0095 富山市舟橋南町2番22号 高志の国文学館事業課（TEL 076-431-5492）

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（高志の国文学館館長秘書兼資料整理等業務）申込書 在中」と朱書きし、受付期間内に高志の国文学館事業課に提出してください。

- | | | |
|---|---|-----|
| ア | 自筆の履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの）
※秘書や資料整理業務等での実務経験がある場合にはその内容を具体的に記載すること
※秘書検定、学芸員、図書館司書等の有する資格がある場合にはその内容を具体的に記載すること | 1 通 |
| イ | この業務の中で積極的に取り組んでみたい仕事について800字程度にまとめたもの | 1 通 |

(3) 受付期間

令和6年10月21日（月）まで

- ・ 郵送による申し込みは令和6年10月21日（月）必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・ 持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです（高志の国文学館休館日を除く）。

7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ② 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ③ 秘密を守る義務（同法第34条）
- ④ 職務に専念する義務（同法第35条）
- ⑤ 政治的行為の制限（同法第36条）
- ⑥ 争議行為等の禁止（同法第37条）

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。